

空き家対策に係る協定

空き家対策に係る協定締結

協定の目的

この協定は、町と団体が相互に協力し、二宮町内の良好な生活環境の保全及び安全安心なまちづくりを推進するとともに、空家等の活用を促進することを目的としている。

「どこに相談したら良いかわからない」方の最初の相談窓口として機能します！

協定の内容

〈町〉

- 空家等の相続、税、登記、売買、耐震性、改修、利活用、生活環境の保全等の相談を受けた場合の協力団体の紹介
- 空家等の相談窓口の設置及び総合的な相談会の開催
- 協力団体が行う取組事項に関する業務の周知

〈団体〉

- 空家等の相続、税、登記、売買、耐震性、改修、利活用、生活環境の保全等に関する相談への対応
- 町が主催する空家等に関する相談会への会員の派遣
- 町作成のチラシ等の配布による空家等の適正管理に向けた啓発
- 町が行う特定空家等の調査の協力

- 今まで協力いただいていたことを明文化
- 各団体により、内容が若干異なりますが、概ね左記の内容を記載

空き家対策に係る協定締結

協定団体

【協議会構成団体】

- 神奈川県弁護士会
- 神奈川県司法書士会
- 東京地方税理士会 平塚支部
- 神奈川県宅地建物取引業協会 湘南中支部
- 全日本不動産協会 神奈川県本部 湘南支部
- 神奈川県土地家屋調査士会
- 神奈川県建築士事務所協会 平塚支部

8
団
体



協議会の構成団体に加え

【協議会構成団体以外】

- 神奈川県ペストコントロール協会
- 住宅金融支援機構

2
団
体

神奈川県ペストコントロール協会

- 7~9月は、害虫（スズメバチ等）の相談が多く寄せられるため、当協会と協定を締結し、相談窓口の強化。

神奈川県ペストコントロール協会は、有害生物の防除を通じて神奈川県における公衆衛生の向上と市民の健康や財産を守ることを目的に1970年に設立し、2011年に公益社団法人になった団体です。

住宅金融支援機構

- 空き家バンクを利用して物件を購入される方を対象に、フラット35の金利を引き下げ、利活用を促進。

空き家対策に係る協定締結

協定の締結時期

令和3年4月1日～令和4年3月31日

※神奈川県弁護士会とは協定内容について、現在調整中。令和3年5月の締結を目指す

(申し出がなければ期間満了の日の翌日から更に有効期間を1年間更新)

協定の締結後

- 協定締結後は町が、「どこに相談したら良いかわからない」方の最初の相談窓口として機能します。また相談を受けた際は、相談シート（参考1）を作成し、相談フロー（参考2）のとおり進めていきます。
- 広報紙・ホームページ・適正管理通知等、さまざまな場面でお知らせし周知を図ります。

団体と相談内容等を共有し、フィードバックしてもらうことで、相談者がどのような方法で問題を解決していくか把握します。